

あなたの地区の民生委員・児童委員
最も身近な相談相手であり、支援者です

問い合わせ

地域支えあい推進課福祉総務係 電話：２２－２９４６

氏名			住所			担当地区		
竹原・大乗地区	寺内 貴美	湊町二丁目	北崎	北地区	吉川 幸子	東 野	水の口・大福地	
	升谷 昌子	港町一丁目	西大石・東大石		谷森美佐江	東 野	在屋	
	亀山 恒夫	港町一丁目	黒浜		秋井 文夫	東 野	柏野・青田・中条・金九郎	
	吉野 千鈴	本町一丁目	向島(2～6組)・京栄・下市		岡東なち子	新 庄	砂原・片山谷・末宗・城ノ本・松橋・神田 3～5	
	藤本 美晴	本町一丁目	田中・向島(1・7組)		(調整中)	—	葛子・粉谷・横大道・神田 1～2	
	高橋 賢	本町二丁目	地蔵(1～6・8～9組) 山陽商船寮・地蔵住宅		荒谷 雅夫	西 野	下西野 1～5 班	
	岩下 和雄	田ノ浦三丁目	地蔵 (7・10～17組) 本町住宅・三井社宅		増田慎二郎	西 野	亀山・宝器	
	石田 亜美	本町三丁目	楠通・上市 (12～14組)		仙田恵美子	西 野	上赤坂・下赤坂・大橋・末京	
	住田 高康	本町三丁目	上市(1～2組)・小路		黒田志野婦	田万里	下田万里区	
	大澤美由紀	本町四丁目	上市 (1・2・12～14組を除く)		高本 宏幸	田万里	中田万里区	
	(調整中)	—	新町 (16～21組)		吹野 数行	田万里	上田万里区	
	堂面 伸介	中央二丁目	本川		篠崎 育三	仁 賀	仁賀 1 区 (西谷)	
	(調整中)	—	北堀・新町 (11～15組)		濱井場光子	仁 賀	仁賀 2 区 (有屋谷・戸石・大谷)	
	佐々木力也	新 町	新町(1～10・22・23組)		高路地忠司	仁 賀	仁賀 3 区 (仁賀)	
	(調整中)	—	榎町	國竹 鈴子	東 野	北部地区全域		
	平野 和広	塩町三丁目	塩町三丁目・中央四丁目の一部	日下 光子	西 野	北部地区全域		
	増森フクミ	吉 崎	中須(1～10組)	吉名地区	木島 美鈴	毛木北	毛木区	
	西野 住子	塩町二丁目	中須(11～17組)		七原 豊子	峠 西	郷区	
	吉川 栄作	皆 実	皆実・ビレッジハウス竹原1号棟・2号棟		原 麻里子	浦 尻	浦尻区	
	白石 台造	明 神	明神・塩町四丁目・中須 18 組		江田 和恵	久保谷	久保城区	
	大川 龍次	皆 実	西町(9～26・32組)		重廣 明美	中 講	曾井区	
	吉元 美景	西 町	西町(1～8・27～31組) 来須(1～2組)・来須住宅		元廣美恵子	平方東	平方区	
	土田 正信	大 王	下野町大王・新宮原		中吉 静見	西 柏	港区	
	上鹿庭博夫	宮 原	宮原・受矢・阿此比・正部 (新庄町)		坂野 博	掛ノ浦	水場区	
	北森 成美	中 通	中通		上本 幸雄	八王寺上	東条区・西条区(西条)	
	高橋 信子	上 条	上条		西浜ふり子	西条魁	西条区(宮条・宮下・魁)	
	(調整中)	—	成井・来須(3～5組)		清瀬由美子	柏 上	吉名地区全域	
	尾崎 昇	大井東	大井東		忠海地区	寄能 利一	長浜一丁目	長浜一～三丁目
	(調整中)	—	大井西・築地			角本 松樹	床浦三丁目	床浦三丁目・四丁目 2～5 番
	奥元美佐江	宿 根	宿根	竹本 英子		床浦三丁目	床浦一丁目	
	亀田 尚樹	小 梨	小梨	中岡美津子		中町二丁目	床浦二丁目 1～14番・中町二丁目 15・16番・三丁目 1～7番	
	高岡まゆみ	福 田	中谷	三好 信之		中町二丁目	中町一丁目 2～7番・二丁目 10～14・17番	
	平原 隆雄	福 田	東谷・西谷・打越	阿蘇 信夫		中町二丁目	中町一丁目 1番・二丁目 1・2・4・9・18・19番	
	木地 勇人	福 田	沖条	三次恵美子		中町二丁目	中町二丁目 3・5～8・20～24番・四丁目 1～6・8番	
	石川 房子	高 崎	大乘団地	大隅 保則		中町三丁目	中町三丁目 8～16番 床浦二丁目 15～19番	
	藤川 明美	高 崎	打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹	福井 典子		東町二丁目	中町二丁目 25・26番・四丁目 7番 東町二丁目 1～5番・三丁目 5番	
	岡田 始代	高 崎	西条・中条・ビレッジハウス大乘 1 号棟・2 号棟・電発住宅	木下 誠也		中町四丁目	中町四丁目 9番 東町三丁目 1～4・6～8番	
	谷平 徹	中央二丁目	扇町・竹原地区全域	桶本 章子		東町二丁目	東町一丁目 1～8番 二丁目 6～9番	
	宮本 恭子	高 崎	竹原地区全域・大乘地区全域	早迫 政江		東町一丁目	東町一丁目 9～15番 五丁目 1～9番	
民生委員・児童委員は、誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、常に住民の立場に立って相談に応じ、行政・関係機関への橋渡し役として、必要な支援を行います。 なお、民生委員法により守秘義務があるため、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。 〇〇〇〇〇 は主任児童委員 任期 令和 7 年 11 月 30 日まで ※個人情報の取扱いに関する時勢を考慮し、氏名・住所・担当地区の掲載としました。お住いの地域の民生委員・児童委員の連絡先は地域支えあい推進課福祉総務係へお問い合わせください。			福濱大治郎	東町三丁目		東町二丁目 10・11番 三丁目 10～15番・四丁目 2番		
			木下 英範	東町四丁目		東町四丁目 1・3～13番		
			三寶佐千子	東町五丁目		東町四丁目 14～17番 五丁目 10～29番		
			八和田昭彦	中町三丁目		忠海地区全域		
			藤本眞智子	東町五丁目		忠海地区全域		
			※調整中の地区は決まり次第広報でお知らせします。					

民生委員児童委員キャラクター
「ミンジー」

